

平成23年11月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成22年(ワ)第1559号の3 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成23年8月31日

判 決

原告

原告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同訴訟復代理人弁護士

被告

荒井哲朗

白井晶子

太田賢志

佐藤顕子

東京都

被告

安藤

同訴訟代理人弁護士

川井康雄

東京都

被告

栗原

同訴訟代理人弁護士

伊藤芳朗

同

田代奈美

東京都

被告

高橋 A

東京都

被告

高橋 B

上記兩名訴訟代理人弁護士

菊地真治

主 文

- 1 被告安藤及び被告栗原は、原告に対し、連帯して、30万円及びこれに対する被告安藤については平成22年4月18日から、被告栗原については同月2日

から（ただし、被告安藤■■■■との連帯の範囲は同月18日から）支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告高橋^A■■■■及び被告高橋^B■■■■は、原告に対し、連帯して、30万円及びこれに対する被告高橋^A■■■■については平成22年7月6日から（ただし、被告高橋^B■■■■との連帯の範囲は同月16日から）、被告高橋^B■■■■については同月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事

実

第1 当事者が求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して、30万円及びこれに対する被告安藤■■■■については平成22年4月18日から（ただし、連帯の範囲は、被告栗原■■■■については同日から、被告高橋^A■■■■については同年7月6日から、被告高橋^B■■■■については同月16日から）、被告栗原■■■■については同年4月2日から、（ただし、連帯の範囲は、被告高橋^A■■■■については同年7月6日から、被告高橋^B■■■■については同月16日から）、被告高橋^A■■■■については同年7月6日から（ただし、被告高橋^B■■■■との連帯の範囲は同月16日から）、被告高橋^B■■■■については同月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- (2) 主文3項及び4項に同旨

2 請求の趣旨に対する答弁

（被告安藤■■■■）

- (1) 原告の被告安藤■■■■に対する請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

(被告栗原[■])

(1) 原告の被告栗原[■]に対する請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

(被告高橋^A[■]及び被告高橋^B[■])

(1) 原告の被告高橋^A[■]及び被告高橋^B[■]に対する請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 未公開株商法

ア 株式会社イー・マーケティング（以下「イー・マーケティング」という。）は、株式会社A&G（以下「A&G」という。）に委託して、原告に対し、A&Gの茂野某と名乗る者により、平成19年7月ころ、イー・マーケティングが平成20年に上場するので、同社の未公開株を購入すれば上場後によい値がつくなどと虚偽の説明をして勧誘し、同社の未公開株1株（以下「本件未公開株」という。）を28万円で売りつけ、原告は同月6日、同金額を支払った（以下「本件売買」という。）。

イ イー・マーケティング及びA&Gの行為は、未公開株の客観的価値の算定が困難であることに乗じて、客観的価値のない、あるいは著しく低い本件未公開株（イー・マーケティングは、粉飾決算をしており、実際には債務超過状態であり、純資産価格方式によれば、本件未公開株の価値は0円となる。）を、同価値から乖離した価格で購入させる商法であり、公序良俗に反する強度の違法性を帯びる犯罪行為である。

(2) 被告らの責任

ア 被告安藤[■]及び同栗原[■]の責任

被告安藤[■]（以下「被告安藤」という。）及び同栗原[■]（以下「被告栗原」という。）は、上記アのころ、イー・マーケティングの取締

役であった者である。

同被告らは、未公開株商法を行っていた同社を組織・運営していた者として、共同不法行為責任（民法719条1項）を負うとともに、同社の代表取締役臼井^A（以下「臼井」という。）の業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な未公開株詐欺商法を行うがままにした者であるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

イ 被告高橋^A及び被告高橋^Bの責任

被告高橋^Aは、前記(1)アのころ、A&Gの代表取締役であった者であり、被告高橋^Bは、同じころ、A&Gの取締役であった者である。

同被告らは、未公開株商法を行っていた同社を組織・運営していた者として、共同不法行為責任（民法719条1項）を負う。

また、被告高橋^Aは、A&Gの代表取締役として、同社の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、違法な商法を行った者であり、会社法429条1項に基づく責任を負う。

被告高橋^Bは、代表取締役である被告高橋^Aの業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な未公開株詐欺商法を行わせるがままにした者であるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

なお、原告は、被告高橋^BがA&Gの取締役であると自白したことの撤回に同意しない。

(3) 被告らの前記(1)の未公開株商法により、原告は、以下の損害を被った。

ア 未返還交付金員相当損害金 28万円

イ 弁護士費用相当損害金 2万円

合計30万円

(4) よって、原告は、被告らに対して、共同不法行為（民法719条1項）ないし会社法429条1項に基づき、連帯して、損害賠償として30万円及びこれに対する訴状送達の日（被告安藤^Bについては平成22

年4月18日から、被告栗原^Aについては同月2日から、被告高橋^Aについては同年7月6日から、被告高橋^Bについては同月16日から。ただし、被告安藤^Bの連帯の範囲は、被告栗原^Aについては同年4月18日から、被告高橋^Aについては同年7月6日から、被告高橋^Bについては同月16日から、被告栗原^Aの連帯の範囲は、被告高橋^Aについては同月6日から、被告高橋^Bについては同月16日から、被告高橋^Aと被告高橋^Bの連帯の範囲は同日から）、支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(被告安藤)

(1) 請求原因(1)は知らない。

ただし、未公開株商法の不法行為性については積極的には争わない。

(2)ア 請求原因(2)アの被告安藤に関する部分について、被告安藤がイー・マーケティングの取締役であった点は認め、その余は否認ないし争う。

イ 原告が主張する共同不法行為責任については、被告安藤が具体的にいかなる共同不法行為をしたかが明らかでなく、主張自体失当である。

ウ 被告安藤は、無報酬でイー・マーケティングの社外取締役に就任していたのであり、月1回開催される取締役会に概ね出席しており、取締役としての監視義務を果たしていた。本件では、イー・マーケティングの取締役会において、本件売買を含む未公開株の募集に関する事項が上程されたことは一切なく、通常の実務取締役としての監視義務を尽くしたとしても、到底違法な行為を知り得なかった。

よって、被告安藤については、監視監督義務は認められず、仮にこれが認められるとしても、被告安藤には重過失は認められない。

エ また、仮に被告安藤に監視監督義務違反、重過失が認められるとしても、被告安藤において未公開株詐欺グループの犯罪行為により原告が損害を被

ることを予見することは不可能であったから、原告の損害との間に相当因果関係は認められない。

(3) 請求原因(3)は否認ないし争う。

(被告栗原)

(1) 請求原因(1)は否認する。

ただし、未公開株商法の不法行為性については一般論としては争わない。

(2) 請求原因(2)アのうち、被告栗原に関する部分について、被告栗原がイー・マーケティングの取締役であった点は認め、その余は否認ないし争う。

イー・マーケティングの取締役会において、本件売買を含む未公開株の募集に関する事項が上程されたことは一切なく、しかも、被告栗原は、同社が発行する雑誌の編集長を務めていたにすぎず、編集部も別のフロアにあったため、被告栗原は、本件未公開株の募集に関する情報に接する機会は全くなかった。

よって、被告栗原は、不法行為責任及び監視監督義務違反による会社法上の責任も負わない。

(3) 請求原因(3)は争う。

(被告高橋^A及び被告高橋^B)

(1)ア 請求原因(1)アについては、A&Gがイー・マーケティングから委託を受けて同社の未公開株を一般に販売していた限度で認め、その余は知らない。

イ 請求原因(1)イについては争う。

本件未公開株の売買が不法行為となる暴利行為であるかどうかは、客観的事情のみならず、主観的事情も勘案して判断すべきである。本件売買当時における客観的価値が0円である本件未公開株を28万円で売ったからといって、それのみでは不法行為となる暴利行為であるとはいえない。

(2)ア 請求原因(2)イのうち、被告高橋^AがA&Gの代表取締役であったことは認め、その余は否認ないし争う。

イ 被告高橋^Aは、平成19年8月末ころまで、イー・マーケティングが上場見込みであると認識していたのであるから、同年7月6日に同社の未公開株を購入した原告に対しては、詐欺による共同不法行為責任や会社法429条1項の責任を負わない。

ウ(ア) 被告高橋^Bは、A&Gの株主総会において適法に選任された取締役ではなく、就任を承諾してもいない。

答弁書において被告高橋^BがA&Gの取締役であったことを認めたことは撤回する。

(イ) 仮に、被告高橋^BがA&Gの取締役であったとしても、名目的な取締役にすぎず、その業務内容を全く把握していなかったのであるから、共同不法行為責任を負うことはない。

また、代表取締役である被告高橋^Aが原告に対して会社法429条1項の責任を負わない以上、被告高橋^Bが同責任を負うこともない。

(3) 請求原因(3)は知らないし争う。

理

由

第1 請求原因について

1 本件売買の違法性等について(請求原因(1))

(1) 請求原因(1)ア(被告高橋^A及び被告高橋^Bについては、A&Gがイー・マーケティングから委託を受けて同社の未公開株を一般に販売していた限度で争いがない。)については、甲第1、第2号証、第4号証から第9号証まで、第11号証、乙ハ第5号証及び弁論の全趣旨によりこれを認める。

(2)ア 請求原因(1)イ、特に本件未公開株の価値については、甲第1号証(21頁)、第3号証から第6号証まで、第10号証から第12号証まで及び弁論の全趣旨によれば、イー・マーケティングは、本件当時、粉飾決算をしており、実質的には債務超過であったこと、イー・マーケティング及びA&Gは無登録業者であり、本件未公開株を含むイー・マーケティングの未

公開株は、いわゆるグリーンシート銘柄（登録証券会社が日本証券業協会に届出を行った上で取引されているもの）に該当しないものであること、同社の上場準備は進められず、結局上場されなかったこと、同社の決算書を前提にしても、平成18年9月期の一株当たりの純資産（BPS）は1万8529円71銭、一株当たりの当期純利益金額（EPS）は262円56銭、株式分割（平成19年2月15日。甲13）後の平成19年9月期のBPSは6073円07銭、EPSは35円76銭であったこと（甲11, 21頁）が認められる。

以上の事実からすると、本件未公開株の価値は、客観的価値がないか、あるいは著しく低いものであり、本件売買における価格28万円には到底及ばない価値しか有していなかったと認めるのが相当である。

この他に本件証拠上、本件未公開株の価格が売買価格である28万円相当であることを認めるに足りる証拠はない。

イ そうすると、本件売買は、客観的価値から相当乖離した28万円という高額で本件未公開株を売買するものであり、不当な価格で未公開株を購入させる違法性の強い行為であると解するのが相当である。

ウ この点、被告高橋^A及び被告高橋^Bは、本件未公開株の売買が不法行為となる暴利行為であるかどうかは、客観的事実のみならず、主観的事実も勘案して判断すべきであるなどと主張するが、本件証拠上、同主張にいう主観的事実の存在を認めるに足りる証拠はない。

エ よって、請求原因(1)イは認めることができる。

(3) 以上により、請求原因(1)は認めることができる。

2 被告安藤の責任について（請求原因(2)ア）

(1) 請求原因(2)アの被告安藤の責任のうち、共同不法行為責任を主張する点については、本件証拠上、被告安藤がイー・マーケティングを組織・運営して本件売買（不法行為である詐欺行為）を行ったことを認めるに足りる証拠は

ない。

よって、上記主張は、認めることができない。

- (2)ア 次に、被告安藤の会社法429条1項に基づく責任、すなわち、イー・マーケティングの代表取締役である臼井の行為についての監視監督義務違反の有無について検討する。

イ この点、被告安藤は、自らが社外取締役であり、また、イー・マーケティングの取締役会において、本件売買を含む未公開株の募集に関する事項が上程されたことが一切ないことなどを理由に、監視監督義務自体が被告安藤にはない旨主張する。

しかしながら、株式会社の取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事項についてのみならず、代表取締役の業務執行の全般についてこれを監視し、必要があれば代表取締役に対し取締役会を招集することを求め、又は自らそれを招集し、取締役会を通じて業務の執行が適正に行われるようにするべき職責を有するものであり（最高裁昭和46年(オ)第673号同48年5月22日第三小法廷判決・民集27巻5号655頁）、このことは、社外取締役でも同様であると解するのが相当であるから（最高裁昭和53年(オ)第369号同55年3月18日第三小法廷判決・裁判集民事129号331頁参照）、監視監督義務自体を否定する被告安藤の前記主張は、採用することができない。

- ウ(ア) 次に、被告安藤は、本件では、通常の実務取締役としての監視義務を尽くしたとしても、到底違法な行為を知り得ず、被告安藤に重過失は認められない旨主張する。

(イ) この点、甲第13号証、乙イ第2号証から第4号証まで、乙ロ第1、第2号証、乙ハ第1号証から第3号証まで及び弁論の全趣旨によれば、イー・マーケティングは各種マーケティング業務や富裕層向けの雑誌（「SEVEN HILLS」）の出版業を目的とする会社であり、未公開株の販

売により資金集めをすることを主目的とする会社ではないこと、被告安藤は、平成16年秋にイー・マーケティングの社外取締役となったこと、何らの報酬も得ていなかったこと、不定期に月1回程度開催される取締役会に概ね出席していたこと、しかしながら、本件売買を含む未公開株の勧誘販売（以下「本件未公開株販売」という。）については一度も取締役会に報告されることはなかったことが認められる。

また、甲第5、第8、第9、第12号証、乙イ第5号証、乙ロ第2号証、乙ハ第5号証及び弁論の全趣旨によれば、本件未公開株販売を行っていた株式公開準備室は、イー・マーケティングの組織ではなく、社外の別の場所に設置されていたこと、本件売買当時、本件未公開株販売について積極的に関与していたのは、イー・マーケティングの中では臼井及び同人から指示された[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）だけであったこと、苦情電話についても株式公開準備室に設置されたフリーダイヤルに回されていたことが認められる。

以上の点を考慮すると、無報酬の社外取締役であり、月1回程度開催されるイー・マーケティングの取締役会に出席していただけた被告安藤が、本件未公開株販売について知り得なかったと主張するところも心情として理解できないわけではない。

(ウ) しかしながら、本件証拠上、被告安藤が、臼井の行為を監視監督するために、何らかの積極的な行為を行ったことを認めるに足りる証拠はない。

(エ) そして、甲第5号証、第8号証から第10号証まで、第12、第13号証、乙イ第2、第4号証、乙ロ第2号証及び弁論の全趣旨によると、臼井は本件未公開株販売についてイー・マーケティングの代表取締役として会社の業務として行っていたこと、同社は、従業員が12人から14人程度の小さな会社であったこと、同社は、平成17年8月ころから

未公開株の上場に関する苦情電話を頻繁に受け、本件未公開株販売を始めた平成19年2月から2、3か月が経過したころも、苦情電話が同社に直接掛かってきたこともあったこと（甲9、4頁）、同社は、平成18年から同19年にかけて頻繁に発行済み株式数の増加、増資を繰り返しており、平成19年2月15日には株式分割（4分割）を行うなど、不自然な資本の動きを見せていたこと、このことは登記簿上も明確であること、被告安藤及び被告栗原は、これらの増資（資本金額の変動や、新株予約権による第三者出資の点）や株式分割について取締役会で臼井から簡単に説明を受けていたことが認められる。

そうすると、被告安藤は、本件において、臼井の業務執行を監視監督するため、代表取締役である臼井から会社の経営状況や資産状況等を含めた業務執行の状況を詳しく報告させ、場合によっては社内の者から事情を報告させることなどを行うことが可能であったと解され、臼井から報告を受けるに任せて何ら積極的な行為を行わなかったことは、監視監督義務を尽くさなかったものといえ、任務懈怠に重過失が認められると解さざるを得ない。

(オ) これに対し、本件売買当時イー・マーケティングの顧問税理士であった[]（以下「[]」という。）は、乙イ第3号証（被告安藤訴訟代理人弁護士川井康雄の報告書）において、役員会の議事もほとんどが業務、売上に関するものであったこと、臼井は自分名義の新株予約権を行使して増資を行っていたが、役員会で了承を得ることもなかったこと、経理をチェックしていた自分であっても臼井の不正行為を見抜くことはできず、役員会に出席していた他の取締役も見抜くことはできなかったと思うことを報告していることが認められる。この報告は、被告安藤が監視監督義務を尽くすことができなかったとの被告安藤の前記主張に沿う内容となっているといえる。

しかしながら、乙イ第3号証は被告安藤訴訟代理人弁護士作成の聴取報告書であり、[]の陳述が正確に記載されているかことを裏付ける証拠もないから、[]の上記陳述に関する信用性が高いと直ちに解することはできない。

しかも、甲第10号証によれば、[]は、捜査機関に対し、本件売買後の平成19年9月期の決算に関し、簿外債務や売上の架空計上、大幅な債務超過状態といった多くの問題点を指摘しており、決算書の内容が正確ではないとして署名押印をしなかったことが認められる。このように顧問税理士が署名押印をしないような決算報告書しか作成できなかったという事態に至っていたことに加え、前記(エ)における認定の事実にもかんがみると、[]の指導自体は本件売買以後の平成19年9月以降のことであり、また、[]作成の指導事項の書面も臼井に直接手渡され、他の取締役には知らされなかったこと（甲10、添付資料1、乙イ3）を考慮しても、役員会に出席していた他の取締役も臼井の不正行為を見抜くことはできなかったとの前記[]の意見をそのまま採用することはできない。

(カ) 以上によると、被告安藤は、本件で取締役としての監視義務を尽くしていたとはいえず、被告安藤には任務懈怠につき重過失が認められる。

エ(ア) 次に、被告安藤は、仮に監視監督義務違反について重過失が認められるとしても、被告安藤において未公開株詐欺グループの犯罪行為を予見することは不可能であったから、原告の損害との間に相当因果関係は認められない旨主張する。

(イ) この点、乙イ第4号証には、仮に増資の事実を追及しても、臼井は真実を話さなかったであろうと思うこと、増資の事実からだけでは本件売買を含む未公開株詐欺を推測することはできないと思われることを述べる被告安藤の陳述もある。

(ウ) しかしながら、前記認定判断のように、イー・マーケティングは従業員が12人ないし14人程度の小さな会社であり、白井の他に■■■■も本件未公開株販売に関与していたことや、同社は平成17年8月ころから未公開株の上場に関する苦情電話を頻繁に受けていたこと、同社が実質的には債務超過であり、未公開株も価値がないか、あるいは著しく低いものであったことにかんがみると、白井から詳細な業務報告を受け、社内調査を行えば本件未公開株販売がされていることを予見することも可能であったと解するのが相当である。

(エ) そうすると、被告安藤の前記任務懈怠行為と原告の損害との間に相当因果関係を認めることができ、これを否定する被告安藤の前記主張ないし陳述は、採用することができない。

(3) よって、請求原因(2)アの被告安藤に関する部分は認められる。

3 被告栗原の責任について（請求原因(2)ア）

(1) 請求原因(2)アの被告栗原の責任のうち、共同不法行為責任を主張する点については、本件証拠上、被告栗原がイー・マーケティングを組織・運営して本件売買（不法行為である詐欺行為）を行ったことを認めるに足りる証拠はない。

よって、上記主張は、認めることができない。

(2)ア 次に、被告栗原の会社法429条1項に基づく責任、すなわち、イー・マーケティングの代表取締役である白井の行為についての監視監督義務違反の有無について検討すると、前記2（被告安藤の責任）(2)イでの判断のとおり、同社の取締役会において、本件売買を含む未公開株の募集に関する事項が上程されたことが一切なかったとしても、被告栗原も監視監督義務を負うと解される。

イ これに対し、被告栗原は、本件において、監視監督義務違反による会社法上の責任も負わない旨主張する。

この点、前記2（被告安藤の責任）(2)ウ(イ)での認定事実が認められることに加え、乙ロ第1、第2号証及び弁論の全趣旨によれば、被告栗原は、平成15年ころに雑誌「SEVEN HILLS」の記者としてイー・マーケティングにアルバイトとして入社し、その後編集長に抜擢されたとき取締役となったこと、不定期に月1回程度開催される取締役会に概ね出席していたこと、しかしながら、本件未公開株販売については一度も取締役会に報告されることはなく、被告栗原は編集報告をさせられていただけであったことが認められる。

また、乙イ第5号証、乙ロ第1、第2号証及び弁論の全趣旨によれば、雑誌「SEVEN HILLS」の編集室はイー・マーケティング本社2階と異なる6階に所在していたことが認められる。

そうすると、被告栗原が、本件未公開株販売について知らなかったと主張するところについても、やはり心情として理解できないわけではない。
ウ(ア) しかしながら、本件証拠上、被告栗原が、臼井の行為を監視監督するために何らかの積極的な行為を行ったことを認めるに足りる証拠はない。

(イ) そして、前記2（被告安藤の責任）(2)ウ(エ)及び(オ)での認定事実にかんがみると、被告栗原は、本件において、臼井の業務執行を監視監督するため、代表取締役である臼井から会社の経営状況や資産状況等を含めた業務執行の状況を詳しく報告させるなどのことを行うことが可能であったと解され、何らそのようなことを行わなかったことは、監視監督義務を尽くさなかったものといえ、被告栗原には任務懈怠につき重過失が認められると解さざるを得ない。

エ そして、被告栗原の上記任務懈怠行為と、原告の後記損害の間に相当因果関係が認められる点についても、被告安藤に関して判示した2(2)(エ)と同様である。

(3) よって、請求原因(2)アの被告栗原に関する部分は認められる。

4 被告高橋^Aの責任について（請求原因(2)イ）

- (1) 請求原因(2)イの被告高橋^Aに関する部分のうち、被告高橋^AがA&Gの代表取締役であったことは当事者間で争いがない。

そうすると、前記請求原因(1)の認定のとおり、A&Gが本件売買を行っており、また、甲第6号証から第9号証まで、乙ハ5号証及び弁論の全趣旨によれば、被告高橋^Aは、A&Gを組織・運営し、積極的に本件未公開株販売を行ったといえるから、原告に対して不法行為責任を負うとともに、A&Gの代表取締役として、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負うと解するのが相当である。

- (2)ア この点、被告高橋^Aは、平成19年8月末ころまで、イー・マーケティングが上場見込みであると認識しており、同年7月6日に本件未公開株を購入した原告に対して前記の責任を負わない旨主張する。そして、被告高橋^Aは、同人に対する詐欺被疑事件の捜査の当初（平成21年7月22日から同年8月7日に至るまで）、同社について上場見込みがあったと供述しており（乙ハ4）、公判段階でも売上を上げれば上場できると安易に考えていたと供述していること（乙ハ5、12頁、16頁）が認められる。

イ また、被告高橋^Aは、上記主張を裏付ける事情として、本件証拠上も認められる次の点、すなわち、イー・マーケティングのビジネスに関する書籍が出版され、同社の代表取締役であった臼井^Aのインタビューが記事にされていたこと（乙ハ1から3まで）、同社の既存株主には資生堂などの大会社が入っていたこと（乙イ4、1頁、乙ロ2、5頁）、イー・マーケティングの平成19年9月期の決算報告書が黒字決算とされていたこと（甲10添付資料4）などを挙げる。

また、被告高橋^Aは、乙ハ第8号証において、臼井から上場に向けて監査法人と契約する予定であると聞いていたことや、自分が未公開株式を

販売した庄内銀行やアース製薬が上場を果たしていることから、上場する可能性があった旨も陳述する。

ウ しかしながら、前記請求原因(1)の認定のとおり、イー・マーケティングは実質的には債務超過であり、同社及びA&Gは無登録業者であるにもかかわらず、グリーンシート銘柄に該当しない本件未公開株を含むイー・マーケティングの未公開株を販売していたことが認められる。また、前記の黒字決算報告書についても、そこにおける当期純利益はわずかに186万6589円にすぎない。これらの点に加え、甲第5、第6号証、第8号証から第11号証まで、乙ハ第5号証及び弁論の全趣旨によれば、本件売買当時、イー・マーケティングは、上場時期や上場市場などの上場についての具体的な事項を決めておらず、証券会社や監査法人与上場に向けた契約も締結していないなど（曰井から上場に向けて監査法人与契約する予定であると聞いていたとの被告高橋^Aの前記供述は裏付けとなる客観的な証拠がない。）、上場に向けた準備が何ら進んでいなかったこと、イー・マーケティング及びA&Gで創設した株式公開準備室においても、上場準備は何ら行われず、未公開株の販売しか行っていなかったことも認められる。そして、乙ハ第5号証によれば、被告高橋^Aは、公判期日において、上場を目指すために大変厳しい条件があること、そしてその可能性が相当低いことを認める供述もしている。

エ 以上の点を踏まえると、被告高橋^Aが平成19年8月末ころまで、イー・マーケティングが上場見込みであると認識していたとの主張は到底採用することができない。

(3) よって、請求原因(2)イの被告高橋^Aに関する部分は認められる。

5 被告高橋^Bの責任について（請求原因(2)イ）

(1) 請求原因(2)イの被告高橋^Bの責任のうち、共同不法行為責任を主張する点については、本件証拠上、被告高橋^BがA&Gを組織・運営して本件売

買（不法行為である詐欺行為）を行ったことを認めるに足る証拠はない。

よって、上記主張は、認めることができない。

(2)ア 次に、被告高橋^Bの会社法429条1項に基づく責任について判断するに、被告高橋^Bは、答弁書において自らがA&Gの取締役であったことを自白していたものの、その後これを撤回している。

そこで上記の自白が真実に反してなされたもので、かつ、錯誤に基づくものであるかを検討する。

イ まず、被告高橋^Bは乙ハ第6号証において、取締役への選任、承諾を否定する旨の陳述をし、被告高橋^Aも、乙ハ第8号証において、被告高橋^Bを勝手に取締役にしてしまったとの陳述をしている。

しかしながら、甲第14号証、乙ハ第7、第8号証及び弁論の全趣旨によれば、被告高橋^Bは、本件未公開株販売を中心的に行っていたA&Gの代表者である被告高橋^Aの妻であり、A&Gの平成19年2月15日の臨時株主総会決議において取締役に選任され、就任を承諾した旨の議事録が存在し、これに基づいて登記がされていること、被告高橋^Bは、平成20年4月1日に辞任したとの登記もされていること、A&Gの帳簿上、被告高橋^Bには月30万円の役員報酬が支払われたとの記載があることが認められる。

そうすると、被告高橋^Bの取締役への選任、承諾を否定する同被告及び被告高橋^Aの前記陳述は、上記事実にかんがみ、にわかに採用することができない。このほかに、本件証拠上、被告高橋^Bの取締役への選任承諾を否定するに足る的確かつ客観的な証拠はなく、被告高橋^Bは、前記自白にかかる事実が真実に反してされたことを立証できていないといわざるを得ない。

ウ また、被告高橋^Bの前記自白は、弁護士である代理人によってされたものであり、取締役であることに錯誤があったと解することも困難である。

エ 以上によると、被告高橋^Bの前記自白は、真実に反したものと、あるいは、錯誤に基づくものと認めることができない。よって、自白の撤回は認められず、被告高橋^BがA&Gの取締役である点については、当事者間で争いがないことになる。

(3) そうすると、前記請求原因(1)及び請求原因(2)イの被告高橋^Aの責任における認定判断のとおり、A&Gは本件売買を行っており、被告高橋^Aもその責任を負う以上、代表取締役である被告高橋^Aの業務執行を監視監督し、是正すべき義務があったといえる。

そして、本件において、被告高橋^Bが同義務を果たしたことを認めるに足りる証拠もないから、同被告は、重過失によりその職務を怠ったといえ、会社法429条1項に基づく責任を負うと解するのが相当である。

(4) この点、被告高橋^Bは、自らはA&Gの名目的な取締役にすぎず、その業務内容を全く把握していなかったなどと主張し、これに沿う同被告の陳述(乙ハ6)ないし被告高橋^Aの供述(甲9, 18頁)も存在するが、取締役である以上、このような点のみをもって前記の監視監督義務を免れるものではなく、同主張は、採用することができない。

(5) よって、請求原因(2)イの被告高橋^Bに関する責任のうち、会社法429条1項に基づく責任は認めることができる。

6 損害について(請求原因(3))

(1) 請求原因(3)ア未返還交付金員相当損害金28万円については、甲第2, 第4号証及び弁論の全趣旨によりこれを認める。

(2) 請求原因(3)イについては、審理の経緯、内容等、本件に顕れた諸般の事情を考慮して、弁護士費用相当損害金2万円を本件の被告らの不法行為ないし任務懈怠行為と相当因果関係のある損害と認める。

(3) 以上によると、請求原因(3)は認めることができる。

7 よって、請求原因は、被告高橋^Aについては不法行為責任及び会社法42

9条1項の責任を認めることができ、その余の被告については、会社法429条1項の責任の限度で認めることができる。

そうすると、被告安藤及び被告栗原は連帯責任を負うこととなり（会社法430条。ただし、遅延損害金については、被告安藤と被告栗原は平成22年4月18日から連帯責任を負う。）、また、被告高橋^Aと被告高橋^Bも会社法の責任について連帯責任を負う（同条。ただし、遅延損害金については、被告高橋^Aと被告高橋^Bは同年7月16日から連帯責任を負う。）こととなる。

第2 結論

以上により、本訴請求は、上記第1、7の限度で理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条、65条1項本文を、仮執行の宣言について同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第8部

裁 判 官 岩 井 直 幸

これは正本である。

平成23年 11月 30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 保志名

